

平 31 . 4 . 24
総 2 2 - 5

説 明 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

平成 31 年 4 月 24 日 (水)

国 税 庁

目 次

・税務手続の電子化に向けた具体的取組(国税)	3
・将来のマイナポ申請の検討の方向性のイメージ(案)	13
・「税務行政の将来像」～ スマート化を目指して ～	14
・～適正・公平な課税の推進～	16
・コンプライアンスの自主的な向上に資する取組	17
・2016年公表「国際戦略トータルプラン」に基づく取組状況 (2019年1月版)	19
・国税庁における今後の取組の方向性	20
・OECD報告書「変化する納税コンプライアンス環境と税務調査の役割」(2017)に示されたこれからの税務行政の方向性	21

税務手続の電子化に向けた具体的取組（国税）

1. 個人（所得税関係）

※赤字部分が第17回会合（平成30年10月10日）から、新たに記載した部分

目標	従前	具体的な対応・今後の取組												
「スマホ申告」の実現	スマートフォンによる電子申告は未対応	<p>● 国税庁ホームページで確定申告書を作成できる「確定申告書等作成コーナー」について、スマートフォンでも入力しやすい専用画面（スマホ専用画面）を開発中。対象は以下のとおり順次拡大。</p> <table border="1" data-bbox="842 572 2020 1011"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年分 (平成31年1月～)</th> <th>平成31年分 (平成32年1月～)</th> <th>平成32年分以降 (平成33年1月～)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入関係</td> <td>・給与所得 (勤務先1か所のみ)</td> <td>(左記に加え、) ・給与所得(勤務先複数) ・年金所得 ・雑所得 ・一時所得</td> <td>左記以外の事項についても引き続き検討(※)</td> </tr> <tr> <td>控除等関係</td> <td>・医療費控除 ・寄附金控除 ・政党等寄附金等 特別控除</td> <td>(左記に加え、) ・全ての所得控除 ・災害減免額 ・予定納税額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※スマートフォン画面での操作性や、代替的な方法（外部データの自動転記）の実現可否等を含め検討が必要。</p> <p>● 源泉徴収票の電子交付を促進しつつ、書面で交付されたものへの対応として、更なる利便性向上のため、「源泉徴収票等をスマホのカメラで撮影し、確定申告書等作成コーナーに自動入力できる機能」の開発について、技術的な課題も含めて検討。【平成34年1月～（予定）】</p>		平成30年分 (平成31年1月～)	平成31年分 (平成32年1月～)	平成32年分以降 (平成33年1月～)	収入関係	・給与所得 (勤務先1か所のみ)	(左記に加え、) ・給与所得(勤務先複数) ・年金所得 ・雑所得 ・一時所得	左記以外の事項についても引き続き検討(※)	控除等関係	・医療費控除 ・寄附金控除 ・政党等寄附金等 特別控除	(左記に加え、) ・全ての所得控除 ・災害減免額 ・予定納税額	
	平成30年分 (平成31年1月～)	平成31年分 (平成32年1月～)	平成32年分以降 (平成33年1月～)											
収入関係	・給与所得 (勤務先1か所のみ)	(左記に加え、) ・給与所得(勤務先複数) ・年金所得 ・雑所得 ・一時所得	左記以外の事項についても引き続き検討(※)											
控除等関係	・医療費控除 ・寄附金控除 ・政党等寄附金等 特別控除	(左記に加え、) ・全ての所得控除 ・災害減免額 ・予定納税額												

1. 個人（所得税関係）

目標	従前	具体的な対応・今後の取組
e-Taxの認証 手続の簡便化	ID・パスワード(PW)に加え、 マイナンバー カード・ICカー ドリーダーライタ による本人認 証が必要	<p>● 以下の取組みにより、e-Taxの認証手続を順次簡便化。</p> <p>【平成31年1月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定申告書等作成コーナーを利用した場合には、厳格な本人確認に基づき通知した、<u>ID・PWのみ(マイナンバーカードなし)</u>でe-Tax利用が可能に。 ・ <u>マイナンバーカードを用いてe-Taxを利用する場合、e-TaxのID・PWの入力なし</u>でe-Tax利用可能に。(マイナンバーカードの電子証明書を活用) <p>【平成32(2020)年1月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>マイナンバーカードを用いてe-Taxを利用する場合、スマートフォンからでも、e-TaxのID・PWの入力なし</u>でe-Tax利用可能に。 (マイナンバーカードの電子証明書を活用) <p>(※)マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォンに限る。</p> <p>● 本人確認等に係る政府方針に基づき、電子的な認証方法の更なる簡素化を検討。(中長期的課題)</p>

1. 個人（所得税関係）

目標	従前	具体的な対応・今後の取組															
<p>確定申告・年末調整手続の電子化</p>	<p>納税者（被用者を含む）は、各種控除関係書類を書面で收受し、申告書を作成。</p> <p>雇用者（源泉徴収義務者）は、年末調整手続で、書面の申告書等の確認・保管に事務負担を負っている</p>	<p>● 確定申告について、マイナポータル等において必要な情報を一元的に確認・活用することができる仕組みを検討し、医療費控除申告などの確定申告手続の電子化を推進。</p> <p>【現状】 一定の控除関係書類（医療費通知、生命保険料控除証明書等）のデータについて、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で取り込む（支払金額等の内容を申告書に自動転記する）ことが可能。</p> <p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のデータ取込機能を利用するためには、控除関係書類データが発行者（医療保険者等）から納税者に対して電子的に交付されることが前提。 ⇒控除関係書類データの電子交付の普及促進が必要。 ・ 控除関係書類データの電子交付は、各発行者のホームページにログインしてダウンロードする形式や、電子メールの送受信により行われている。 ⇒それらのデータをマイナポータルに集約した上、「確定申告書等作成コーナー」と連携（自動転記）する仕組みが必要。 併せて、収入関係のデータについても同様の仕組みの検討が必要。 <table border="1" data-bbox="824 975 2027 1445"> <thead> <tr> <th></th> <th>確定申告書等作成コーナーでの取込み</th> <th>マイナポータルとの連携</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費通知</td> <td>平成30年1月～</td> <td>未定 ※関係機関（医療保険者等）との調整が必要であり、厚労省を中心として調整中（平成32年度中に結論を得るべく検討）</td> </tr> <tr> <td>生命保険料控除証明書等</td> <td>平成31年1月～</td> <td>平成33年1月～（予定）</td> </tr> <tr> <td>特定口座年間取引報告書</td> <td>平成32年1月～</td> <td>平成33年1月～（予定）</td> </tr> <tr> <td>その他収入関係</td> <td>—</td> <td>未定 ※発行業者が多数あるもの（給与所得の源泉徴収票等）以外については順次実施</td> </tr> </tbody> </table>		確定申告書等作成コーナーでの取込み	マイナポータルとの連携	医療費通知	平成30年1月～	未定 ※関係機関（医療保険者等）との調整が必要であり、厚労省を中心として調整中（平成32年度中に結論を得るべく検討）	生命保険料控除証明書等	平成31年1月～	平成33年1月～（予定）	特定口座年間取引報告書	平成32年1月～	平成33年1月～（予定）	その他収入関係	—	未定 ※発行業者が多数あるもの（給与所得の源泉徴収票等）以外については順次実施
	確定申告書等作成コーナーでの取込み	マイナポータルとの連携															
医療費通知	平成30年1月～	未定 ※関係機関（医療保険者等）との調整が必要であり、厚労省を中心として調整中（平成32年度中に結論を得るべく検討）															
生命保険料控除証明書等	平成31年1月～	平成33年1月～（予定）															
特定口座年間取引報告書	平成32年1月～	平成33年1月～（予定）															
その他収入関係	—	未定 ※発行業者が多数あるもの（給与所得の源泉徴収票等）以外については順次実施															

1. 個人（所得税関係）

目標	従前	具体的な対応・今後の取組
<p>確定申告・年末調整手続の電子化</p>	<p>納税者（被用者を含む）は、各種控除関係書類を書面で收受し、申告書を作成</p> <p>雇用者（源泉徴収義務者）は、年末調整手続で、書面の申告書等の確認・保管に事務負担を負っている</p>	<p>● 年末調整について、控除関係機関（保険会社・銀行等）⇒被用者（従業員）⇒雇用者という情報の流れを電子化。</p> <p>【平成32（2020）年10月～（予定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得者は、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、源泉徴収義務者に対して電磁的方法による提出（電子提出）が可能に（平成30年度改正）。 ・ 被用者（従業員）向けアプリ「<u>年末調整控除申告書作成システム</u>」を提供。 <ul style="list-style-type: none"> → 国税庁ホームページからアプリを無料ダウンロード。 → <u>控除関係機関（保険会社・銀行等）から送付された控除証明書等のデータを取り込めば、所定の項目に自動転記され、そのまま勤務先にオンライン提出可能。</u> <p>→ 「確定申告書等作成コーナー」と同様に、同システムにおいても、マイナポータルから必要な情報を入手し、そのデータを自動転記して控除申告書を作成できる機能を開発予定。</p> <p>（※）連携先機関等との所要の調整等が前提。</p> <p>被用者：PCやスマホ等による手続が可能に。 雇用者：書面を確認・保管する事務負担が軽減。</p> <p>【順次実施（控除関係機関（銀行等）との協議が必要）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 控除証明書情報を年末調整で利用できるよう、控除関係機関（銀行等）が当該情報をマイナポータルに通知する。

1. 個人（所得税関係）

目標	従前	具体的な対応・今後の取組
<p>確定申告・年末調整手続の電子化</p>	<p>納税者（被用者を含む）は、各種控除関係書類を書面で收受し、申告書を作成</p> <p>雇用者（源泉徴収義務者）は、年末調整手続で、書面の申告書等の確認・保管に事務負担を負っている</p>	<p>● マイナポータル等を通じて、納税者個々のニーズにあったカスタマイズ型のタイムリーな情報配信を行う方策を検討。</p> <p>【平成31年1月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナポータルの「お知らせ」機能を活用して、e-Taxメッセージボックス格納情報の配信。 <p>【平成31(2019)年9月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナポータルの「お知らせ」機能を活用して、各種説明会の開催案内配信。 <p>【順次実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告時期の案内等、ニーズに沿ったタイムリーな情報配信。 ・ 各種控除証明書等、確定申告・年末調整に必要な情報を一元的に確認し活用する仕組みを検討。 <p>【平成31(2019)年度中に国税庁HPに試験導入。平成32(2020)年度中に運用開始。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土日・夜間にとらわれない税務相談チャネルとしてチャットボットを導入 <ul style="list-style-type: none"> → 給与所得及び年金受給者の確定申告に係る簡易な質問に対応（税務署の所在地などの案内、医療費控除などの所得控除・ローン控除、e-Tax等の操作方法など）。 → 相談事例の蓄積・学習を繰り返しながら、順次対応範囲を拡大。

1. 個人（所得税関係）

目標	従前	具体的な対応・今後の取組
<p>手続のワンストップ化</p>	<p>税、年金等の手続を個別に実施</p>	<p>● 政府方針に基づき、IT室が中心となって関係省庁と連携しつつ、マイナポータルを活用し、国税・地方税・年金等の手続のオンライン・ワンストップ化を推進する。</p> <p>【平成32(2020)年度～順次実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の実現に向けて、策定されたロードマップに基づき、関係省庁で検討を継続し、ワンストップ・サービスを順次開始。 <p>【平成30年度中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化及びワンスオンリー化を目指すため、企業と行政機関と間でのデータ連携を通じて、各種手続における企業からの情報の重複提供を不要とし、ワンスオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるべく、ロードマップを策定。</u> <p>【平成32(2020)年11月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ロードマップ(※)を踏まえ、国税については、青色事業専従者給与に関する届出書等の9手続についてワンストップ化を実現する。</u> <p>【平成33(2021)年度後半以降～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「最終整理」(※)においては、クラウドを活用したワンスオンリー化や、BPRを含めた企業保有情報の新しい提出方法(例えば、クラウドに保管されている情報を各行政機関がデータ参照する仕組み)に係るシステム構築計画を推進することを検討することとされており、これらの仕組みが構築されることを前提に税務手続についても活用を検討。 <p>(※)「最終整理」とは、「企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理(2019年(平成31年)4月18日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」をいい、「ロードマップ」とは、当該「最終整理」の別添資料をいう。</p>

2. 法人（法人税関係）

目標	従前	具体的な対応・今後の取組																																													
電子申告の普及促進	電子申告の普及は道半ば ICTで作成された申告データが必ずしもデータのまま提出されていない	<p>● 申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図る。</p> <p>【平成30年4月～（平成30年度改正・実施済）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ e-Tax システムの機能改善、提出書類の不要化、電子署名の簡便化等の施策を実現。 <p>【平成32（2020）年4月1日以後に開始する事業年度の申告から（平成30年度改正）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大法人の電子申告を義務化。 <p>【順次実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31年度までに中小法人について、未利用者や税理士への利用勧奨等を行い、電子申告利用率85%以上に引き上げることを目標としつつ、将来的には、ICT環境等を勘案し、中小法人にも電子申告を義務化し、電子申告利用率100%を目指す。 <p>⇒法人税の電子申告利用率は順調に推移 なお、平成29年度の中小法人の電子申告利用率は80.1%</p> <div data-bbox="824 986 2011 1497"> <p style="text-align: center;">e-Tax利用率の推移</p> <table border="1"> <caption>e-Tax利用率の推移 (単位: %)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法人税申告(全体)</th> <th>所得税申告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>16年度</td><td>0.7</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>1.2</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>18年度</td><td>3.9</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>19年度</td><td>19.6</td><td>18.4</td></tr> <tr><td>20年度</td><td>37.7</td><td>31.1</td></tr> <tr><td>21年度</td><td>48.9</td><td>39.7</td></tr> <tr><td>22年度</td><td>57.9</td><td>43.7</td></tr> <tr><td>23年度</td><td>59.0</td><td>47.3</td></tr> <tr><td>24年度</td><td>63.6</td><td>50.4</td></tr> <tr><td>25年度</td><td>67.3</td><td>51.8</td></tr> <tr><td>26年度</td><td>71.6</td><td>52.8</td></tr> <tr><td>27年度</td><td>75.4</td><td>52.1</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>79.3</td><td>53.5</td></tr> <tr><td>29年度</td><td>80.0</td><td>54.5</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 平成30年7月時点において機械的に抽出した大法人の電子申告義務化の対象法人に係る平成29年度の法人税申告のe-Tax利用率は66.1%である。</p> </div>	年度	法人税申告(全体)	所得税申告	16年度	0.7	0.1	17年度	1.2	0.2	18年度	3.9	2.5	19年度	19.6	18.4	20年度	37.7	31.1	21年度	48.9	39.7	22年度	57.9	43.7	23年度	59.0	47.3	24年度	63.6	50.4	25年度	67.3	51.8	26年度	71.6	52.8	27年度	75.4	52.1	28年度	79.3	53.5	29年度	80.0	54.5
年度	法人税申告(全体)	所得税申告																																													
16年度	0.7	0.1																																													
17年度	1.2	0.2																																													
18年度	3.9	2.5																																													
19年度	19.6	18.4																																													
20年度	37.7	31.1																																													
21年度	48.9	39.7																																													
22年度	57.9	43.7																																													
23年度	59.0	47.3																																													
24年度	63.6	50.4																																													
25年度	67.3	51.8																																													
26年度	71.6	52.8																																													
27年度	75.4	52.1																																													
28年度	79.3	53.5																																													
29年度	80.0	54.5																																													

2. 法人（法人税関係）

目標	従前	具体的な対応・今後の取組
法人設立関係手続のオンライン・ワンストップ化	法人設立にあたり、国税・地方税・社会保険等の各手続を個別に実施	<p>  </p> <ul style="list-style-type: none"> ● 政府方針に基づき、再生事務局が中心となって関係省庁が連携しつつ、法人設立に関する全手続のオンライン化とマイナポータルを活用したワンストップサービスの提供を実現。 【平成31年度中】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記後の手続のオンラインワンストップ化を実現する。 【平成32(2020)年1月～(予定)】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化」を実現するため、マイナポータルを利用してe-Taxにより法人設立届出書等の設立関係書類の申請等を行う場合において、その設立関係書類への記載事項等をマイナポータルに入力して送信する際に電子署名等の送信を行うときは、e-Taxにおいて電子署名等の送信を不要化。 <small>(注) 法令改正については、平成31年度税制改正において措置。</small> 【平成32(2020)年度中】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記手続も含め、全手続のオンラインワンストップ化を実現する。 <p> <small>(参考) 未来投資戦略2018（平成30年6月15日 閣議決定）</small> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、平成33年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。 ーマイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は平成32年度中に実現する。 </p>

3. その他（個人、法人共通）

目標	従前	具体的な対応・今後の取組
行政機関間のデータ連携拡大	データ連携が十分でない場合、各機関に同じ情報を繰り返し提出する必要	<p>➡</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国税・地方税の法人設立関係手続等の電子的提出一元化、法務省との不動産登記情報のデータ連携等を進め、情報提出の重複を削減（ワンスオンリー化）。 【平成31年4月～（平成31年度改正）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 税理士試験の受験資格の認定申請手続等（3手続）において、住民票の写しの添付を不要化。 【平成31年4月以降順次実施（平成31年度改正）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続時精算課税の贈与税申告手続等における住民票の写し等の他の添付書類や行政機関間の情報連携等で記載事項の確認が行えるものについて、添付を不要化。 【総務省と連携して平成32（2020）年3月実施に向け検討中】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化。 【平成32（2020）年4月～（平成30年度改正）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化。 【順次実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続についても、地方税当局のデータ様式の統一化等の検討状況を踏まえ、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう引き続き検討。 ・ 「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき法務省が2020年度に構築することとされている各行政機関に登記情報を提供する仕組みを活用することにより、登記事項証明書（商業）の添付省略の実施に向けて、関係省庁と検討を行う。 ● 「デジタル手続法案」への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、①行政のデジタル化に関する基本原則（ワンスオンリー等）及び②行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めることを内容とする「デジタル手続法案」が平成31年3月に国会提出。税務手続についても同法案の趣旨を踏まえて、オンライン化を推進していく必要。

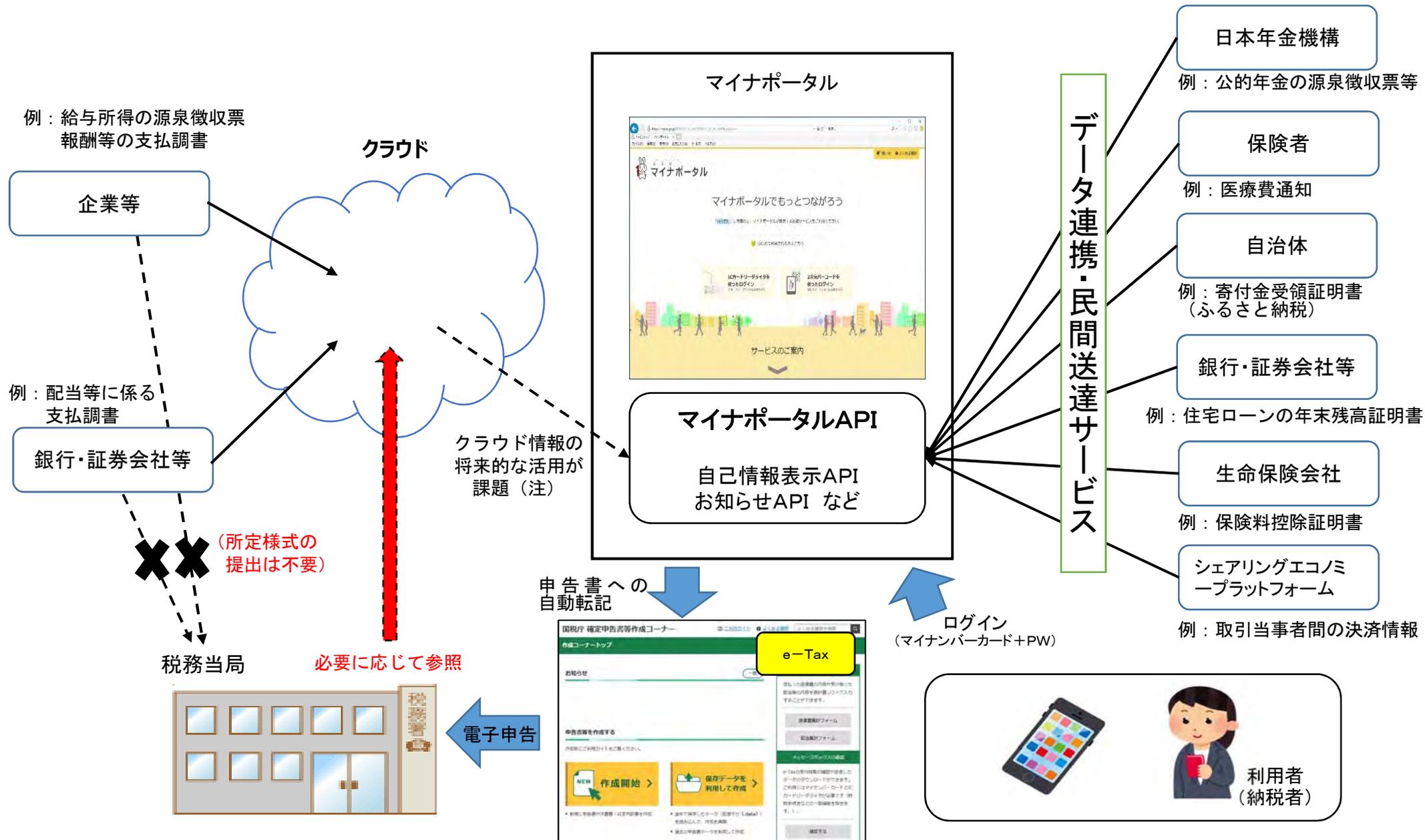
平成31年度税制改正の大綱（平成30年12月21日閣議決定）（抄）六 納税環境整備5 その他（国 税）

（1）情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（仮称）（注：デジタル手続法）の制定を前提に、同法の趣旨を踏まえ、税務手続のオンライン化を推進するほか所要の整備を行う。

3. その他（個人、法人共通）

目標	従前	具体的な対応・今後の取組
電子帳簿等保存制度の利用促進	<p>電子帳簿を利用しない場合、ICTで作成・管理する帳簿書類を書面で保管する必要</p>	<p>● <u>帳簿書類等の正確性を担保する仕組みにも配慮しつつ、電子帳簿等保存制度の利用を促進し、事業者の文書保存に係る負担を軽減。</u></p> <p>【平成31年(2019)9月～(平成31年度改正)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに業務を開始した個人の電子帳簿保存等の承認申請書の提出期限の柔軟化 一定の公益社団法人が認証したソフトウェアを使用する場合における電子帳簿保存等の承認申請手続の簡素化 承認以前に作成・受領をした領収書等について、所轄税務署長への届出書の提出等の一定の要件の下、書類の種類ごとに一度に限りスキャナ保存を可能化 <p>【平成32(2020)年1月～(平成30年度改正)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「電子帳簿保存」等の要件を満たした者について65万円の青色申告特別控除を適用。
納付のキャッシュレス化推進	<p>現金納付が依然多い 現金納付の場合、納税者は金融機関や税務署に赴き納付を行う必要</p>	<p>● <u>地方税の電子納税のインフラ整備とあわせ、国税の納付も利便性を向上。国税・地方税の納付のキャッシュレス化を推進し、現金納付に伴う手続負担を軽減。</u></p> <p>【平成30年1月～(実施済)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダイレクト納付における複数金融機関の口座登録を可能に。 <p>【平成31年1月～(平成30年度改正・実施済)】</p> <ul style="list-style-type: none"> QRコードを利用したコンビニ納付の導入。 <p>【順次実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報技術の今後の動向を見据えながら、納付手段の更なる多様化によるキャッシュレス化の推進(窓口納付の縮減)について検討。 <p>→「未来投資戦略2018」において、「キャッシュレス決済比率について、平成39年までに4割程度とすることを目指しつつ、さらに将来的には世界的にも遜色のない比率とする」とされていることを踏まえ、2025年までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指す。</p>

将来のマイナポ申告の検討の方向性のイメージ(案)



(注) 「企業が行う従業員の社会保障・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理」(2019年4月18日 各府省CIO連絡会議決定)に基づき、今後、IT室を中心に関係省庁が連携して仕組みを検討していく予定。

「税務行政の将来像」

～ スマート化を目指して～

環境の変化

ICT・AIの進展

マイナンバー制度の導入

経済取引のグローバル化

定員の減少と申告の増加

調査・徴収の複雑・困難化

検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

将来像

スマート税務行政

(ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保)

ICT社会への
的確な対応税務手続の
抜本的な
デジタル化税務署に
出向かず簡便
に手続が完了納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)

カスタマイズ型の情報配信

税務相談の自動化

申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

軽微な誤りのオフサイト処理

調査・徴収でのAI活用

重点課題への
的確な取組国際的租税回避
への対応富裕層に対する
適正課税の確保大口・悪質事案
への対応

情報システムの高度化

内部事務の集中処理

地方公共団体等との連携・協調

※ この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。

環境の変化

- ICT・AIの進展
近年、ICTやデータ活用技術が著しく進展している。
- マイナンバー制度の導入
マイナンバー制度が導入されるとともに、マイナポータル^(注)の本格運用が予定されている。
- 経済取引のグローバル化
近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、経済社会がますますグローバル化している。
- 定員の減少と申告の増加
厳しい行財政事情により国税職員の定員が減少傾向にある一方、所得税申告件数や法人数等が増加している。
- 調査・徴収の複雑・困難化
国際的な租税回避への対応や富裕層に対する適正課税の確保、大口・悪質事案への対応のために、マンパワーを重点的に投入していく必要がある。

将来像

- ICT・AIやマイナポータルを活用し、納税者の利便性の向上を図るとともに、課税・徴収事務を効率化・高度化して、事務運営の最適化を進める。それにより、納税者の信頼を確保する。その際、ICTへの対応に困難を感じる方に配慮するとともに、納税者に信頼されるよう、情報セキュリティを十分に確保する。
- 調査・徴収の複雑・困難化などの環境の変化に適切に対応するため、定員の計画的な確保を図った上で、全体として効率的な資源配分に努め、重点課題（国際的租税回避への対応、富裕層に対する適正課税の確保、大口・悪質事案への対応）への的確な取組を通じて、適正・公平な課税・徴収の実現を図る。
- 「税務行政の将来像」の実現に向け、インフラである情報システムの高度化を進める。
- 内部事務や納税者への行政指導事務については、集中処理による効率化に努める。
- 申告・納付のデジタル化の推進に当たっては、地方公共団体等との連携を進めるとともに、e-Taxの利用促進や租税教育の推進、税知識の普及などに関して、税理士会や関係民間団体との連携・協調を強化していく。
また、国際的租税回避への対応に当たっては、外国税務当局との連携を強化していく。

(注)マイナポータル：マイナンバー制度の導入に合わせて新たに構築された国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。
平成29年1月より運用を開始。平成29年秋頃に本格運用開始予定。

～適正・公平な課税の推進～

効果的・効率的な事務運営に向けた取組

資料情報の収集・活用

- 資料の分析や調査選定に **システム**を活用
- 資料収集の **専門部署**を設置

事案に応じた適切な接触 (**メリハリ**)

○ 大口・悪質な納税者
⇒ **深度ある**調査

○ その他の納税者
⇒ **簡易な**接触(文書・電話)

重点的に取り組んでいる事項

経済社会の**国際化**、
富裕層への対応

消費税の
不正還付防止

無申告の把握

申告の簡便化を図る環境整備（情報やツールの提供）

申告の簡便化を図るため、（関係事業者の協力も得ながら、）申告作成に必要な情報や、要否判定のツールを提供

- 仮想通貨取引を行っている顧客が、各社の年間取引報告書（仮称）から簡便に仮想通貨の所得を計算できるよう、同報告書の交付を取引事業者に要請
- 納税者自らが相続税の申告の要否を簡便に判定できるよう、国税庁HPに「申告要否判定コーナー」を開設

予見可能性の向上

納税者の予見可能性を高めるため、申告等に先立ち法令解釈等に関する国税当局の見解を提示

- 納税者の取引に係る税務上の取扱いに関する照会に対して当局の見解を回答（事前照会）
- 移転価格税制の適用については、独立企業間価格の算定方法等を当局が事前に確認（事前確認）

自発的な取組に応じた柔軟な対応

自発的な適正処理に向けた納税者の取組状況等に応じ、調査等の対応を柔軟化

- 税務処理に関する関与税理士の審査状況が記載された書面（「添付書面」）が申告書に添付されている場合、実地調査に先立ち、税理士への「意見聴取」を行い、調査の必要性を判断
- 大企業を対象に、税務・会計処理に関するガバナンス（内部牽制の枠組みや経営陣の関与等）や調査結果に応じた、次回調査の時期を設定（ガバナンスが良好と認められる等の場合には次回の調査までの期間を長く設定）

申告等の具体的内容に関する行政指導

申告等に向けた具体的注意喚起

実際に申告漏れや無申告が生じている取引等に関し、申告の必要性や申告上の留意点について、（関係事業者の協力も得ながら、）一定の範囲の納税者を対象として注意喚起

- インターネット上の広告を掲載しているサイト運営者（アフィリエイト）が得る広告料収入について、その申告漏れとならないよう、申告の必要性を注意喚起するメールの送付を広告仲介業者（アフィリエイト・サービス・プロバイダー）等に依頼
- 医師等が複数の勤務先から給与を受領している場合、その給与が申告漏れとならないよう、医療法人を通じて、申告の必要性を注意喚起するリーフレットを配布
- 公益法人等に対し、収益事業に係る所得の申告の必要性について書面等により注意喚起（例えば、マンション管理組合に対し、携帯電話のアンテナ設置等に係る賃貸収入について、申告が必要となる旨を注意喚起する書面を送付）

申告内容の具体的見直し等の要請

法定調書等に基づき申告内容を審査した結果、計算や法令適用の誤りが想定される場合等に、納税者等に対して、（関係団体の協力も得ながら、）その見直し等を要請

⇒この要請に応じ、自主的な見直しを行った場合、基本的に加算税はかからない

- 生命保険一時金等の計上漏れが想定される納税者に対し、その見直しを要請する書面を送付
- 消費税の仕入税額控除の誤りが想定される事業者に対し、その見直しを要請する書面を送付
（例えば、
 - ・簡易課税制度におけるみなし仕入率の適用に誤りが想定される業種を営む事業者に見直しを要請する書面を送付
 - ・インターネット宿泊予約サイト等を運営する海外事業者へ支払う手数料の取扱いについて、関係団体を通じて、宿泊事業者に見直しを要請する書面を送付）
- 非居住者等に対する使用料等の支払について源泉徴収漏れが想定される源泉徴収義務者に対し、事実関係の確認を要請する書面を送付（必要に応じて自主的な納付も要請）

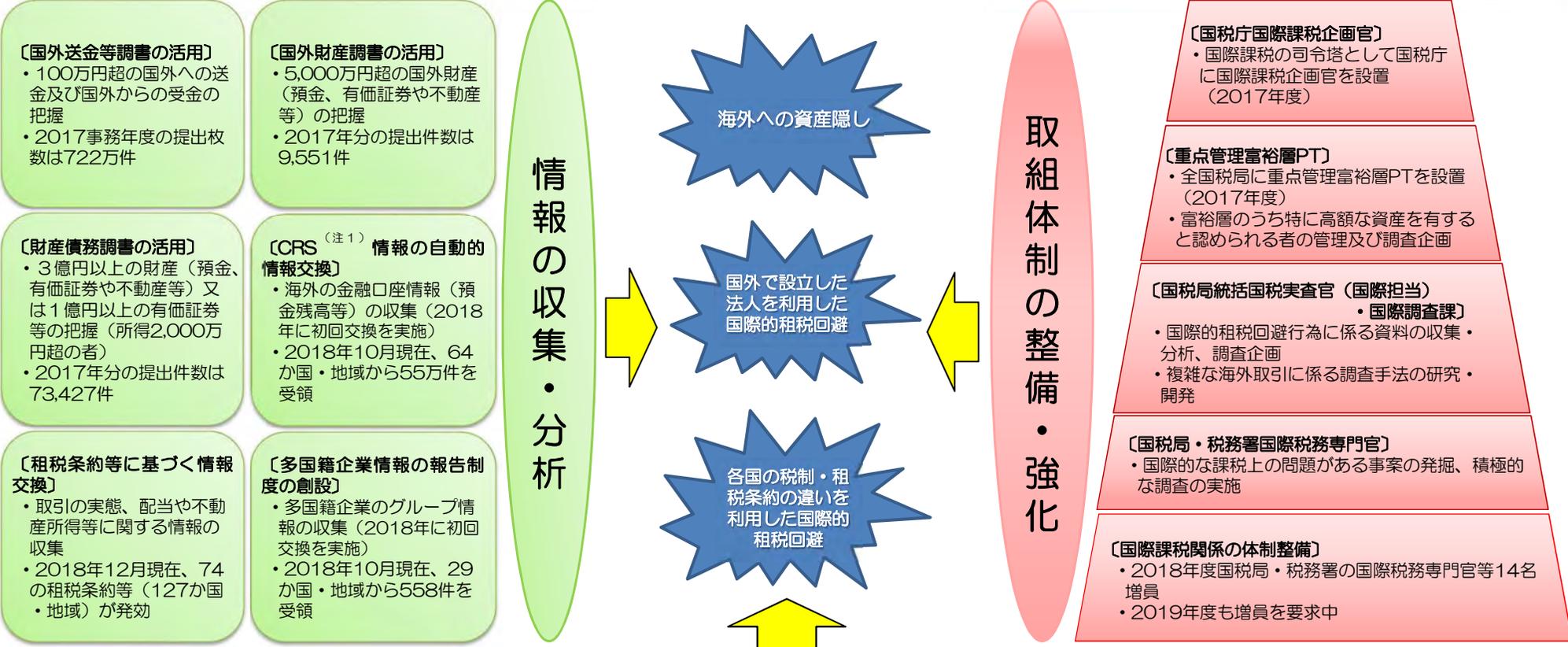
国税庁の
方針

◎近年、経済社会がますます国際化している中で、「パナマ文書」等の公開、BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの進展、CRSに基づく非居住者金融口座情報（CRS情報）の自動的情報交換などにより、国際的租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている。
→ 国際戦略トータルプランの各取組を推進し、課税上問題がある場合には、積極的に調査等を実施するなど適切に対処していく

情報リソースの充実

富裕層・海外取引のある企業

調査マンパワーの充実



グローバルネットワークの強化

- 〔徴収互助制度の活用〕
租税条約締約国にある財産についての相手国の税務当局への徴収の要請
- 〔相互協議の促進〕
国際的な二重課税問題の解決

- 〔租税条約等に基づく情報交換〕
〔CRS情報の自動的情報交換〕
- 〔国際的な枠組みへの参画〕
BEPS^(注2) や税の透明性に関する国際的な議論への対応

(注1) CRS…Common Reporting Standard, 共通報告基準の略
(注2) BEPS…Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益移転の略

納税者の自発的な納税義務の履行が適切かつ円滑に実現できるよう、国税庁としては、引き続き、以下の取組を推進していく必要がある。

- 申告・納付の手續に新たなICT技術等を積極的に活用し、更なる納税者の利便性の向上を図る。
- （関係事業者の協力も得ながら）申告書作成に必要な情報の発信や、申告誤りが生じ易い事例に係る効果的な注意喚起等、適正申告を促すための環境作りを図る。
- 上記の取組を進めながら、重点課題（国際的租税回避への対応、富裕層に対する適正課税の確保、大口・悪質事案への対応）や新たな経済取引に対して納税者の変化も踏まえつつ、情報の充実等の取組を通じて、適正・公平な課税・徴収の実現を図る。

OECD 報告書「変化する納税コンプライアンス環境と税務調査の役割*」（2017）に示された
これからの税務行政の方向性

*原題：The Changing Tax Compliance Environment and the Role of Audit

- 本報告書は、OECDにおける長年の議論を踏まえ、「税務行政の果たすべき役割の変化」について取りまとめられたもの。
- 税務行政の役割については、従来、税務調査による事後的な非違（申告誤り、不正な申告等）の是正に主眼が置かれていたが、近年、各国税務当局は、多様なデータや先進的な技術の活用、納税者との協力的な関係の構築等を通じて、非違の発生を未然に防止しつつ、税務調査はより必要性の高い分野（高額・悪質な事案等）に重点化するといった取組を実施。
- 今後もこうした取組（非違の未然防止、税務調査の重点化）を継続していくことが重要である旨が指摘されている。

効果的な税務行政のための重要な要素

効率的な手法による
コンプライアンスの最大化

納税者のコンプライアンス
コストの最小化

納税者からの信頼
の構築及び維持

コンプライアンスの実現に向けた手段

（納税者）

日頃の取引・記帳

申告・納税

（税務調査への対応）

（税務当局）

①上流における対応 (Upstream activities)
計画的なコンプライアンス (Compliance by design)
源泉徴収、ルーリング、記入済み申告等

②事前の対応 (Pro-active activities)
周知広報、納税者への働きかけ (ナッジ) 等

③事後的な対応 (Reactive activities)
税務調査、滞納整理等

【従前】 事後的な対応 (③) に主眼

↓ (活用可能なデータの増加、技術の進展等)

【現在・今後】 以下の視点から、取引・申告時の対応 (①②) にシフトしていくことが重要

- ・ 申告誤りや不正な申告の削減
- ・ 納税者及び税務当局双方の負担軽減
- ・ 納税者の予測可能性の確保
- ・ 納税者からの信頼の向上
- ・ リスクの高い分野の早期特定
- ・ リスクの高い分野へのリソースの重点投下

税務調査の役割

○税務調査の役割

- ①調査対象者の申告の適否に係る確認、及び、必要な場合の是正
- ②納税者に対する牽制効果
- ③税制に対する信頼性の確保
- ④税制や税務行政における課題の把握

○税務調査の類型と近年の傾向

電話や書簡のやり取り（机上調査）

特定の項目に対象を絞った調査

実地で行う総合的な調査

申告データと他のデータ（法定調書情報、他機関保有情報）のマッチング等により、自動的かつ的確に対象を特定
→面の広がりのある調査を効率的に実施 ⇒ 牽制効果の向上

必要性の高い事案に重点化
→高額・悪質な事案には厳正な対処
⇒ 税制に対する信頼性の確保

環境の変化を踏まえた各国税務当局の取組（具体例）

（注）OECD 報告書で取り上げられている各国税務当局の取組のうち主なものについて、便宜的に分類の上、並び替えたもの。

1 取引・申告段階におけるコンプライアンスの実現

(1) 多様なデータや先進的な技術の活用

- 第三者から税務当局に提供されるデータ（法定調書情報等）を活用した記入済み申告
- 会計処理機能やVAT申告書の自動作成機能を有する電子インボイス発行システムの普及促進
- 従業員の口座への給与振込時に源泉所得税額を自動的に計算するとともに、同税の申告や納付も行うことのできる仕組みの構築（金融機関との協力により実施）
- 改ざん防止機能など一定の要件を満たした会計システムに対する当局の認証

環境の変化を踏まえた各国税務当局の取組（具体例）（続き）

1 取引・申告段階におけるコンプライアンスの実現（続き）

(2) 納税者と税務当局の相互信頼に基づく双方向の情報開示

＜納税者 ↔ 税務当局＞

- ルーリング（個別の取引に係る税務上の取扱いについての事前照会及びその回答）による非違（見解の相違）の未然防止
- 協力的アプローチ（納税者からの一定の情報開示を前提として、税務調査の頻度を減らすなど納税者側の負担を軽減する取組）による争点の早期解決
 - 現行、大企業を中心として実施されているが、OECD報告書では、中小企業や個人富裕層への拡大も有益と指摘
- 中小事業者に対する リアルタイムの申告支援（納税者は日頃の取引に係る税務処理の情報をオンラインで税務当局に提供。税務当局は必要に応じ適正な処理方法を助言）

＜税務当局 → 納税者＞

- 税務当局による 税務調査の方針（重点的な調査が必要な分野等）の公表
 - 当該重点分野に係る納税者に対して牽制効果を働かせるとともに、そうした分野に対して税務当局が適正な対応を行っているということを納税者全般に示すことにより税制及び税務行政に対する信頼の向上を図ることも可能

＜納税者 → 税務当局＞

- 外部専門家による監査や非違の生じやすい項目に係る自己点検の結果についての税務当局への情報提供

2 効率的かつ効果的な税務調査の実施

- 申告内容と他のデータのマッチングによる、自動的な非違の探知や納税者に見直しを要請するレターの作成
- 法定調書情報のほか、他の行政機関や他国の税務当局等から得られる 多様なデータを活用した調査選定の高度化
- 各部署の税務調査官がそれぞれ必要なデータを抽出し分析することができる 汎用性の高い（当局内部の）システムの整備
- 税務調査に必要な情報を標準化した （納税者が保存すべき）データフォーマットの公開
 - 税務調査は主に当該データの分析により実施するため、納税者及び当局の双方にとって負担が軽減